

人委給第191号

平成23年10月27日

千葉県議会議長 伊藤和男 様

千葉県知事 鈴木栄治 様

千葉県人事委員会

委員長 清水新次

職員の給与等に関する報告及び勧告について

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第8条及び第26条の規定により、
職員の給与について別紙第1のとおり報告し、併せてその改定について別紙
第2のとおり勧告するとともに、公務運営について、別紙第3のとおり報告
します。

(目 次)

別紙第1 職員の給与に関する報告

1 給与勧告の基本的考え方	3
2 職員の給与	4
3 民間給与の調査	4
4 職員の給与と民間給与との比較	5
(1) 民間給与との較差	
(2) 扶養（家族）手当	
(3) 住居（住宅）手当	
(4) 特別給	
5 物価及び生計費	5
(1) 物価指数	
(2) 標準生計費	
6 人事院の報告及び勧告の概要	6
7 結 び	10
(1) 改定についての考え方	
(2) 本年の給与改定	
(3) 改定の実施時期等	
(4) 経過措置額の廃止	
(5) 教員給与の見直し	
(6) 今後の給与制度の在り方	
(7) 給与改定実施の要請	

別紙第2 勧 告	16
----------	----

別紙第3 公務運営に関する報告

1 能力・実績に基づく人事管理	69
2 勤務環境の整備	69
(1) 総実勤務時間の短縮	
(2) 職員の健康管理	
(3) 仕事と生活の調和のための施策の推進	
3 高齢期の雇用問題	71
4 公務員の労働基本権問題	72